

## 箕面市支援対象児童見守り強化事業業務委託仕様書

### 1. 業務名

箕面市支援対象児童見守り強化事業

### 2. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、早期発見、早期対応を徹底するため、地域とのつながりの少ない未就園児童のいる家庭への訪問及びアンケートを通じて、見守り強化と養育状況の把握を行い、必要な支援につなぐことを目的とする。

### 3. 委託地域

箕面市内

### 4. 履行期間

令和3年11月1日から令和4年3月31日

### 5. 対象者

市内に住所を有する未就園の児童であって、それぞれ次のいずれかに該当する者とその保護者とする。

#### (1) アンケートの対象者

平成30年4月2日から平成31年4月1日までに生まれた者

#### (2) 家庭訪問の対象者

- ① 上記(1)の対象者のうち、来年度未就園の者
- ② 平成28年4月2日から平成29年4月1日までに生まれた者
- ③ 平成27年4月2日から平成28年4月1日までに生まれた者

### 6. 業務内容

受注者は、次の業務を行う。

#### (1) アンケートの実施

- ・発注者が提供する対象者リストをもとに、当該家庭に対して、アンケートを送付する。
- ・アンケートは、発注者が作成したものとし、普通郵便にて送付する。
- ・期日までに回収できたアンケートの結果を集約表へ集約のうえ、発注者へ報告する。期日を過ぎて未回収の家庭への連絡等を行わない。
- ・集約作業中、アンケートに、養育状況に支障をきたすなど気になる記載があった場合には、即時発注者へ報告する。

## (2) 家庭訪問の実施

発注者が提供する対象者リストをもとに家庭訪問をし、以下の①～③を実施し、必要に応じて、④～⑧を実施する。

- ① 児童及びその家庭の生活状況、養育状況の把握、保育所や幼稚園等の就学前施設の所属の有無や今後の利用予定の確認
- ② 絵本の配付
  - ・初回訪問時に、年齢や発達に応じた絵本を子どもに直接手渡す。
  - ・絵本を配付する際に、読み聞かせのポイント等を保護者に伝え、家庭養育の支援を行い、子どもの学びや成長に資するよう支援する。
  - ・絵本は、市が指定したものを購入する。
- ③ 子育て支援サービスの情報提供
  - ・子育て情報等の資料を持参する。
- ④ 子育てに関する相談対応
- ⑤ 基本的な生活習慣の習得支援
- ⑥ 訪問を通じて把握した状況に基づき必要な支援へのつなぎ
- ⑦ 定期的な訪問
  - ・対象家庭が、定期の訪問を希望する場合は、書面にて同意を得たうえで、事業完了までの間、概ね月に1回を原則として、家庭訪問を実施し支援する。
- ⑧ 養育に支障をきたす気になる状況を把握した場合は、即時、発注者へ報告する。

## (3) 家庭訪問の事前通知文の郵送

- ・普通郵便により世帯主宛てに通知する。
- ・封筒に、箕面市教育委員会から委託を受けて事業を実施している旨を明記する。
- ・対象家庭等に対して、訪問予定日の15日前には訪問通知文書を郵送し、事業の趣旨と、訪問予定日を通知する。

## (4) 家庭訪問の連絡調整及び回数

- ・事前通知文に基づき、訪問日等について事前の連絡調整が必要な家庭は、訪問日の再調整を行うなど、対象家庭が訪問を受け入れやすい対応を行う。
- ・調整の結果、(2) ②③の提供のみを希望する家庭には、ポスティングをする等の対応を行う。
- ・事前の連絡調整が不要な対象家庭等については、直接の訪問を実施する。
- ・不在及び応答がない場合は、訪問の趣旨及び次回訪問予定を記載した連絡票を郵便受けに投函し、3回を上限として再訪問する。
- ・3回目の訪問において、不在及び応答がない場合は、次項(5)の対応により、発注者へ報告を行う。

## (5) 訪問結果の報告

- ・訪問完了後、毎月、月末までに「訪問実施報告書」及び当該月の訪問実績集計を作成し、期日までに発注者へ提出する。報告期日は、翌月の10日（休日、祝日等の場合は翌開庁日）とする。
- ・訪問時の状況や把握した情報により、虐待が認められるなど、緊急に通報すべきと判断される場合や、虐待に至る可能性があるとして判断される場合、出産に向け支援を要する妊婦などを把握した場合は、報告形式にこだわらず、即時に発注者へ通告する。

## (6) 前各号に掲げるもののほか、箕面市教育委員会教育長が必要と認める業務

# 7. 業務履行上の条件

## (1) 基本事項

### ① 法令の遵守

児童福祉法、児童虐待防止法、箕面市支援対象児童見守り強化事業実施要綱、箕面市個人情報保条例等の関係法令等を遵守すること。

### ② 発注者との連携体制

事業の実施にあたっては、箕面市教育委員会子ども未来創造局児童相談支援センターとの連携を適切に行い、市の施策にできるかぎり協力する。

### ③ 公共の業務を行う体制の整備

受注者は、公共の業務に関わる重要性及び個人情報を扱う重要性を十分認識して、「箕面市個人情報保護条例」を遵守するとともに、情報の厳格な管理、及び適切な運用のために必要な体制を整備する。

### ④ 危機管理体制

本事業の実施にあたり、安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずる。また、事故等の緊急事態が発生した場合に備え、事前に体制を整備するとともに、緊急事態発生時において、発注者と連携しながら対応策を講じる。

### ⑤ 人権侵害の禁止

本事業の実施にあたり、人権を侵害する行為を行わないよう留意する。

### ⑥ 国等からの補助、受託の禁止

本事業の受託にあたり、国や地方公共団体等からの補助、受託を受けていないこと。

## (2) 事前準備

契約締結日から事業運営開始までの間に、従事者の確保や体制構築をはじめとした業務設計及び従事者研修などを行い、業務のスムーズかつ安定的な運営を行う。

### (3) 実施体制

#### ① 事業管理者の配置

- ・常勤の事業管理者を1名配置する。他事業との兼務可能な職とする。
- ・事業管理者を中心に緊急時に迅速かつ適切な対応をとれる体制を構築する。
- ・事業管理者を補佐する事務補助員を配置することも可とする。

#### ② 訪問員

- ・対象家庭を訪問するための訪問員を募集、選定し、配置する。
- ・訪問員は、保健師、保育士、幼稚園教諭等の有資格者とする。この場合、有資格を証する書類の写しを発注者に提出すること。

#### ③ 訪問の実施方法

- ・訪問は訪問員2名体制で行うこととする。

#### ④ 訪問員研修

- ・訪問員に対して、事業の意義目的、守秘義務、児童虐待、地域の子育て支援情報等、必要な研修を適宜実施する。

#### ⑤ 身分証の提示

- ・訪問員は、訪問の際、発注者が発行する身分証を提示する。身分証が不要となった場合は、遅滞なく発注者へ返却すること。

#### ⑥ 情報提供資料

- ・発注者が用意した子育て情報に加え、受注者が渡す子育て情報等は、事前に発注者と協議を行う。

#### ⑦ 発注者との連携・協議

- ・対象家庭に対する多様な支援を行うため、事業管理者を中心に市児童相談支援センターと、定期報告を含め密に連携を図り協議のうえ、必要な支援につなぐ。

### (4) 守秘義務

受注者及び訪問員は、業務上知り得た情報をみだりに他人に知らせず、又は他の目的に使用せず、守秘するものとする。また、委託契約期間の満了もしくは契約に基づく解除時、またはその職を退いた後も同様とする。

### (5) 個人情報の保護

受注者及び訪問員は、箕面市個人情報保護条例を遵守し、個人に関する情報(以下、「個人情報」という。)の漏洩防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

### (6) 事故報告

受注者は、委託業務実施中に起こった事故や、正常な業務運営ができない状況に

至ったときは、速やかに発注者に対し、口頭・書面（事故報告書）により報告する。

#### (7) トラブル対応

受注者が行う業務に関する苦情・トラブルについての対応は、受注者側で責任をもって行い、その内容については発注者に対し、口頭・書面で随時報告するとともに、発注者へ協議が必要なものは、受注者から発注者へ引き継ぐ。なお、苦情については、受注者として原因の究明を行い、再発防止策を明確にし、書面に記載のうえ、発注者へ報告する。

#### (8) 販売、宣伝行為の禁止

受注者は、本事業の履行場所において、利用者に商品等の販売、宣伝、勧誘またはそれに類する行為を行ってはならない。

### 8. 費用負担

本事業の運営に係る次に掲げる経費は受注者の負担とし、発注者からの委託料で賄うものとする。

(対象経費) 訪問員の人件費、交通費、絵本代、情報提供用資料作成費用、訪問のための車両リース代、ガソリン代、駐車場代、アンケート・訪問日程通知のための通信運搬費、封筒代、印刷製本費、事務に要する消耗品費、事業所開設費

### 9. 任意の提案

受注者は、事業内容に記載のあった業務の他、本事業の趣旨に沿った業務を提案することができる。なお、実施にあたっては、発注者と協議の上、行うこと。

### 10. 補足

本仕様書は、委託業務を遂行するにあたり、必要な事項を明示したものであるが、本仕様書に記載のない事項についても、委託業務の内容を遂行するために必要と認められる事項については、発注者と受注者が誠意をもって協議し、委託業務の目的達成のため、最大限の努力をするものとする。